

社団法人東京都トライアスロン連合地域組織加盟規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社団法人東京都トライアスロン連合（以下「TMTU」という。）定款33条2項について必要な事項を定めることを目的とする。

（地域組織の基準）

第2条 地域組織は次の基準による。

- (1) 地域組織は、当該地域において唯一の団体であること。
- (2) 規約を有し、意思決定、執行、代表する機関が確立され、組織運営がなされている。
- (3) TMTUの目的に賛同し、地域の体育協会に加盟または加盟を目指す組織である。
- (4) 宗教、政治、営利を目的としない。
- (5) TMTUの方針を遵守し、組織・事業等が公正に運営されている。
- (6) 会員の構成は、在住・在勤者を主体とする。加入を希望する場合は公平に認める。
- (7) TMTUの各種事業に積極的に協力し、他の地域組織との交流、協力ができる体制である。

（地域組織の役割）

第3条 地域組織は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 地域組織の代表はTMTUの総会に正会員として出席し議決権を行使する。又、正会員は定款に規定された会費を払わなければならない。
- (2) TMTU連絡員を配置し、地域組織とTMTUの連絡調整を行う。
- (3) TMTUの事業に対し、実情に応じた人的派遣を行う。
- (4) 年度毎に活動計画書及び活動報告書をTMTU理事会に提出する。
- (5) TMTUの定例運営会議に代表者を派遣する。

（地域組織の加盟手続き）

第4条 地域組織になろうとする団体は、次の文書をTMTU理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約の写し
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画・予算案・事業計画・決算書
- (5) 会費振り込み先指定口座（郵便口座か銀行口座）

（地域組織への補助金等）

第5条 本連合は、地域組織に対して次のことを行う。

(1)補助金の交付 地域組織への補助金は、「その地域におけるTMTUの前年度登録会員数×その都度理事会承認による基準単価」を基本に算出し、TMTUが指定する期間内に補助申請をした正会員に対し、交付する。

(2)助成金の交付 TMTU指定の事業活動への人員派遣人数1名×その都度理事会承認による基準単価を助成することを視野に検討する。

(地域組織への活動資材の貸与)

第6条 本連合は、地域組織に対してTMTU所有の資材を原則無償で貸与する。貸与にあたっては事前に備品借用書を理事会に提出するものとする。使用期間が重なった場合はTMTUの使用を優先する

(地域組織資格の喪失)

第7条 地域組織は、次の事由に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1)脱退したとき。

(2)除名されたとき。

(地域組織資格の脱退)

第8条 地域組織が脱退しようとするときは、理由を付して脱退届けを理事長に提出しなければならない。

(地域組織資格の除名)

第9条 地域組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により除名することができる。

(1)TMTUの目的に違反する行為があったとき。

(2)地域組織としての義務に著しく違反したとき。

(3)長期にわたって連絡が取れないとき。

第10条 この規程の改正は、理事会の議を経て、総会において決定する。

附 則

本規程は、2009年4月1日より施行する。